

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁表示対策課

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：消費者政策

施策	消費者表示対策の推進
基本目標	景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護する。
評価方式	実績評価方式

1 施策の概要

(1) 施策の背景・必要性

商品又はサービスについて消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報が提供されることは消費者の権利であるところ、商品又はサービスに関する正しい情報が一般消費者に伝わる環境を創出・確保することはこの消費者の権利を守ることになる。

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）（以下「景品表示法」という。）は、商品又はサービスの内容について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良だと一般消費者に誤認を与える表示等を不当表示として禁止しており、同法の厳正かつ迅速な運用は上記消費者の権利を守るために期待されていることであり、また、必要不可欠なことである。

本施策は一般消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保という公益を目的として、消費者取引を行う事業者を対象としてなされるものであるところ、行政においてなされる必要がある。

(2) 施策の概要

景品表示法に違反する疑いのある行為について、所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、調査結果に基づいて必要な措置（措置命令（平成 21 年 8 月以前にあっては排除命令）、警告又は注意をいう。）を講ずる。

(3) 施策の予算額

（単位：百万円）

主な施策	平成 21 年度
景品表示法違反事件調査経費	19

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
消費者基本計画 （閣議決定）	平成17年4月8日	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

① 指標・目標値

指標	目標値	達成度
景品表示法の厳正な執行 【参考指標】 ・景品表示法違反事件の処理件数 ・措置命令・排除命令 ・景品表示法違反事件の処理期間	景品表示法違反に対し、厳正かつ迅速に対処する。	C：達成に向けて進展があった。

② 平成21年度の実施状況

1) 景品表示法違反事件の処理件数

違反事件の処理状況の推移等は表1～表6のとおりである。

表1 事件処理件数 (単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数				
	うち 情報提供	うち 職権探知	うち 措置命令 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他		
17	1,314	1,060	254	28	36	610	696	1,370
18	2,143	1,888	255	32	7	650	1,450	2,139
19	1,866	1,561	305	56	19	520	1,349	1,944
20	2,350	2,000	350	52	9	551	1,781	2,393
21	3,306	2,999	307	12	6	396	3,041	3,455

(注) 1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。

2 一つの事件について複数の処理が行われること等のため、新規発生件数と処理件数は一致しない。

表2 景品表示法違反行為類型別件数

(単位：件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処理件数	674(▲11.8)	689(2.2)	595(▲12.2)	612(2.9)	414(▲32.4)
措置命令 排除命令	28(33.3)	32(14.3)	56(75.0)	52(▲7.1)	12(▲76.9)
事案数	13	21	15	22	11
警告	36(71.4)	7(▲80.6)	19(271.4)	9(▲52.6)	6(▲33.3)
注意	610(▲15.5)	650(6.6)	520(▲20.0)	551(6.0)	396(▲28.1)
うち表示	596(▲13.9)	635(6.5)	557(▲12.3)	588(5.6)	395(▲32.8)
措置命令 排除命令	28(33.3)	32(14.3)	56(75.0)	52(▲7.1)	12(▲76.9)
警告	36(71.4)	7(▲80.6)	19(271.4)	9(▲52.6)	6(▲33.3)
注意	532(18.2)	596(12.0)	482(▲19.1)	527(9.3)	377(▲28.5)
うち景品	78(8.3)	54(▲30.7)	38(▲29.6)	24(▲36.9)	19(▲20.8)
措置命令 排除命令	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
警告	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)
注意	78(8.3)	54(▲30.7)	38(▲29.6)	24(▲36.9)	19(▲20.8)

(注) 1 事件処理を行ったもののうち、注意以上の措置を採ったものを対象としている。

2 ()内は対前年度増加率(%)である。

3 行政処分の名称について、平成21年8月以前にあっては、排除命令(同年9月以降は措置命令)。

4 「事案数」とは、同日に類似の商品・サービスにおける類似の表示について処理したものを1事案として計算したものである。

表3 不当表示事件の内訳

(単位：件)

関係法条	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4条1項1号(優良誤認)	315(2.9)	320(1.6)	338(5.6)	330(▲2.4)	206(▲37.6)
4条1項2号(有利誤認)	241(▲25.2)	314(30.3)	174(▲44.6)	231(32.8)	149(▲35.5)
4条1項3号	69(40.8)	51(▲26.1)	64(25.4)	65(1.6)	50(▲23.1)
おとり広告	24(26.3)	22(▲8.3)	21(▲4.5)	25(19.0)	14(▲44.0)
原産国表示	24(▲11.1)	19(▲20.8)	27(42.1)	34(25.9)	30(▲11.8)
不動産おとり	0(▲100.0)	1(—)	2(100.0)	3(50.0)	2(▲33.3)
消費者信用	0(—)	0(—)	0(—)	0(—)	1(—)
無果汁表示	0(▲100.0)	2(—)	0(▲100.0)	0(—)	0(—)
有料老人ホーム	21(—)	7(▲66.7)	14(100.0)	3(▲78.6)	3(100.0)

(注) 1 事件処理を行ったもののうち、注意以上の措置を採ったものを対象としている。

2 ()内は対前年度増加率(%)である。

3 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

表4 景品事件の内訳

(単位:件)

関係告示	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
懸賞景品告示	45(2.3)	33(▲26.7)	26(▲21.2)	21(▲19.2)	14(▲33.3)
総付景品告示	35(12.9)	25(▲28.6)	12(▲52.0)	3(▲75.0)	5(66.7)
業種別告示	0(▲100.0)	1(—)	1(0.0)	1(0.0)	0(▲100.0)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)である。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の事件処理件数と一致しない。

表5 措置命令(平成21年8月以前にあっては排除命令)の措置をとった事件の内容

・ 電気冷蔵庫の製造工程における環境負荷に関する不当表示	1件
・ 保存容器の抗菌効果に関する不当表示	1件
・ 衣料品の原産国に関する不当表示	1件
・ 冷凍コロッケの原材料に関する不当表示	1件
・ 飲食店で提供する料理の原材料に関する不当表示	1件
・ 割引乗車券の利用条件に関する不当表示	1件
・ おにぎりの具材の原産地に関する不当表示	1件
・ 衣料品のカシミア混用率に関する不当表示	1件
・ 化粧品・化粧雑貨の原産国に関する不当表示	1件
・ うなぎ蒲焼・うなぎの原料原産地に関する不当表示	1件
・ 布団のカシミア混用率に関する不当表示	2件

表6 警告の措置をとった事件の内容

・ 乗車券の利用可能座席に関する不当表示	1件
・ 資格試験用参考書の合格者に占める使用割合に関する不当表示	1件
・ せんべいの原材料に関する不当表示	1件
・ 角膜屈折矯正手術の割引価格に関する不当表示	2件
・ 衣料品の原材料等に関する不当表示	1件

2) 景品表示法違反事件の処理期間

平成21年度に措置命令(平成21年8月までには排除命令)を行った事件の処理に要した日数の平均値は表7のとおりである。また、年度ごとの事件処理日数の分布をみると、表8のとおりである。

表7 措置命令事件調査に要した平均日数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事件処理日数(日)	222(13.8)	245(10.4)	328(33.9)	186(▲43.3)	110(▲40.9)
排除命令件数(件)	28	32	56	52	12

(注) ()内は対前年度増加率(%)である。

表8 措置命令・排除命令事件処理日数の分布

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3か月以内(1～ 91日)	1	0	2	5	7
6か月以内(92～182日)	7	15	8	26	4
9か月以内(183～274日)	15	8	4	7	1
1年 以内(275～365日)	2	4	19	13	0
1年3か月以内(366～456日)	1	2	16	1	0
1年6か月以内(457～547日)	1	3	4	0	0
1年9か月以内(548～639日)	1	0	3	0	0

(2) 目標の達成状況の分析

① 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することは必要不可欠である。また、消費者が適正な選択を行える意思決定環境を効果的に創出・確保する観点からは、商品又はサービスの選択に関する国民のニーズに対応した法運用を行うことが重要である。

平成21年度においては、食品に係る不当表示（冷凍コロケの原材料、おにぎりの具材の原産地、うなぎ蒲焼・うなぎの原料原産地等）、衣料品に係る不当表示（カシミア混用率、原産国）、環境への負荷に係る不当表示（電気冷蔵庫のリサイクル樹脂使用等）、通信販売事業者の不当表示（保存容器の抗菌効果、布団のカシミア混用率）、鉄道事業者の不当表示（割引乗車券の利用条件）、出版事業者の不当表示（資格試験用参考書の合格者に占める使用割合※）等幅広い分野・事業者に係る不当表示に対し、厳正な処理を行った（※は警告事件。上記表5及び6参照）。

これらは、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心が高い分野であり、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保のために必要な景品表示法の厳正かつ迅速な執行を効果的に行えたものと評価できる。

② 有効性

平成21年度は、表1のとおり、景品表示法違反被疑情報の提供件数が2,999件（前年度比50.6%増）にのぼり、景品表示法違反事件の処理件数が3,455件（前年度比40.8%増）と大幅に増加した。

処理件数のうち、措置命令・排除命令は12件（前年度比76.9%減）、警告は6件（前年度比33.3%減）、注意は396件（前年度比28.1%減）といずれも前年度に比べて減少している（表2参照）。しかし、同日に類似の商品・サービスにおける類似の表示について処理したものを1事案として計算すると、平成21年度における処理事案数11

事案は平成 20 年度の 20 事案と比べて半減しているが、平成 19 年度の 15 事案を含め、最近の水準と同程度である。また、前記①のとおり、国民生活に広く影響のある幅広い分野の事案に積極的に取り組んでおり、この点は、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるもので、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものと考えられる。

③ 効率性

平成 21 年度の事件処理日数の平均値は、表 7 のとおり、110 日（前年度比 40.9%減）と大幅に減少している。

また、平成 21 年度の事件処理日数の分布をみると、表 8 のとおり、1 件を除いて全て 6 か月以内に処理しており、しかも、そのうち半数以上の事件は、3 か月以内に処理されている。

以上より、限られたリソースの効率的活用の観点から事件処理のために効率的な人員の配置が行われ、景品表示法違反事件処理が効率的に行われたものと評価できる。

（3）総合的な評価

平成 21 年度において措置をとった事件については、国民生活に深く関わっており、社会のニーズが高い分野のものであり、またその処理日数も大幅に改善されており、景品表示法を厳正かつ迅速に、かつ、効果的に執行できたものと評価できる。

他方、排除命令、警告、注意の件数自体は減少しているところ、近年になく多数寄せられている景品表示法違反被疑情報を効率的に処理し、違反事件に結びつけるための取組については、さらに改善する余地があると思われる。

3 課題と今後の取組方針

（1）政策全体の課題と今後の取組方針

引き続き、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため、消費者庁における法執行力を向上させるとともに、同法を執行する消費者庁、公正取引委員会及び都道府県との間の連携を図ることにより、国民生活に広く影響のある分野における景品表示法違反被疑事件を取り上げるなど、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行を行っていく必要がある。同時に、外部から提供された情報等を一層効率的に処理し、違反事件に結びつけるための体制整備等を含めた取組を行っていく必要がある。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
① 公正取引委員会及び都道府県との連携強化 ② 景品表示法違反被疑情報の効率的な処理及び厳正かつ迅速な違反事件調査のための取組	見直し・改善の方向性	① 1) 公正取引委員会地方事務所・支所等職員と情報交換等を行うなどの緊密な連携 2) 消費者庁、都道府県、公正取引委員会地方事務所・支所等との間で、調査状況等の情報共有化、執行情報のデータベース化等を図るためのネットワークシステムの構築 ② 1) 景品表示法違反事件調査を行う非常勤職員として法執行補助職員の採用 2) 消費者庁、都道府県、公正取引委員会地方事務所・支所等との間の連携強化
	予算要求	① 2) 新規要求 ② 1) 新規要求

4 有識者の意見等

平成 22 年 8 月 23 日に消費者庁参与から意見聴取を行い、以下の通り意見があった。

- ・ 消費者庁における景品表示法の執行力を落とさないようにすることは重要だが、都道府県の執行力を強化するための取組も重要ではないか。(池本誠司参与)
- ・ 景品表示法違反行為に対し厳正かつ迅速に対処するためには、行政による監視だけでなく、適格消費者団体による監視も重要ではないか。(池本誠司参与)

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
・ 景品表示法の厳正な執行 【参考指標】 ・ 景品表示法違反事件の処理件数 ・ 景品表示法違反事件の処理期間	景品表示法の厳正な執行を行うことにより、一般消費者が、商品又はサービスに関する正確な情報に基づいて、自主的かつ合理的に商品又はサービスを選択できるような環境の創出・確保が期待されるため目標として設定した。